**人工衛星とＤＸを活用したデータ連携業務委託仕様書**

**１　委託業務の名称**

　　南相馬市地域農業再生協議会　人工衛星とＤＸを活用したデータ連携業務委託

**２　業務目的**

　　本委託事業では、衛星データ活用を軸としたデジタルテクノロジーの導入によるＤＸを推進し、農政業務の効率化を推進することを目的とする。

**３　契約期間**

　　契約締結日から令和７年３月３１日（月）まで

**４　業務の内容**

①　衛星画像とＡＩ技術の活用による作付作物／自己保全管理の判定

　　　　作業期限　令和６年６月３０日

②　衛星画像とＡＩ技術の活用による水張り実施状況の判定可能性調査・業務支援

　　 作業期限　令和７年３月３１日

③　①・②の判定結果と営農計画書の申請内容のGIS（地理情報システム）やエクセルにおけるデータ連携と判定精度の検証

　　　　作業期限　事務局が指定する期日

④　その他、南相馬市地域農業再生協議会事務局（以下、「事務局」という。）が指定する　GISでのレイヤー作成支援

　　　　作業期限　事務局が指定する期日

**５　実施報告**

　 人工衛星とＤＸを活用したデータ連携業務　実施報告書

**６　実施報告書の提出先**

南相馬市地域農業再生協議会事務局（南相馬市役所　農林水産部　農政課振興係）

**７　実施報告書の検査**

　 受注者は、事務局が指定した業務が完了した際は、事務局の検査を受けなければならない。

**８　委託料の支払い**

　委託料については、業務完了後に一括で支払うものとする。

　なお、必要な場合において、委託料の概算払を行うことができるものとする。

**９ 法令等の遵守**

　本業務の実施に当たっては、受注者は、本業務に関連する法令等を熟知し、法令等を遵守するとともに、計画の内容についても、関連法令に適合した内容となっているかを適宜確認しながら行うものとする。

**１０　秘密の保持**

　受注者は、本業務を通じて知り得た情報の漏洩、滅失、毀損、流用及び第三者（協力会社含まず。以下同様）への提供の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じること。

**１１ その他**

（１）受注者は、本業務を実施するに当たり、総括責任者及び業務責任者を置き、業務全般の活

　　 動を一元化すること。

（２）提出された報告書、成果品は、当市に帰属することとする。

（３）業務について、受注者の責めに帰すべき事由により、市又は第三者に損害を与えた場合

　　 には、受注者がその損害を賠償することとする。

（４）本仕様書に定めのない事項や、疑義が生じた事項については、必要に応じて受託者と市

　　　で協議してその取扱いを定めるものとする。

（５）本業務を実施するため個人情報を取り扱うにあたっては、別記「個人情報取扱特記事項」

　　 を遵守すること。受注者が取得した個人情報は、市が所有することとする。